



建築・解体工事 その他注意事項

土壌汚染調査・処理(土壌汚染対策法、東京都環境確保条例)

- 工場、事業場などの跡地は、土壌調査が必要になる場合があります。法令に基づいた調査、処理が必要になるので、解体作業前に環境課にお問い合わせください。

石綿(アスベスト)(石綿障害予防規則、大気汚染防止法、東京都環境確保条例)

- 1970年代後半から1980年代に建てられた建築物は、防火・断熱・防音などのために吹付アスベスト等を柱・天井・ボイラー室等に使用しており、今後これらの解体が増加すると予想されます。
- 建築物等の解体作業に当たり、石綿暴露防止の徹底を図るため、「石綿障害予防規則」が制定され、平成17年7月1日に施行されました。規則では作業計画書を事前に作成すること、アスベスト暴露を防止する措置の概要を記載した作業届を労働基準監督署に提出などが決められています。
- 建築物等の解体等の作業を行う場合には「大気汚染防止法」・「東京都環境確保条例」に基づく届出を工事開始前14日前までに提出し、除去作業等を行う必要があります。
- アスベスト成形板除去作業は届出は不要ですが、スレートを湿らすなどして粉塵を飛散させないように十分注意して作業してください。
- 特定粉塵排出等作業を行う場合は、掲示板の設置が義務付けられています。
- 東京都環境確保条例に基づく届出が必要な工事については、石綿の飛散防止・石綿濃度の測定が義務付けられています。
- 外部に露出したアスベスト調査等、費用の一部を区内に住宅を所有している方、または区内の共同住宅の管理組合を対象に助成しております。詳しくは建築課にお問い合わせください。
(建築課:03-5654-8356)

建築物の解体工事等に係る事前周知について(葛飾区事前周知要綱)

建築物の解体やアスベスト除去工事に際しての騒音・振動などによる紛争を予防するとともにアスベストの飛散防止を徹底するため、「葛飾区建築物の解体工事等に係る計画の事前周知に関する要綱」を制定しました。解体工事等を行う際には、発注者や工事施工者の方々に、近隣住民への事前周知が必要になりました。

- 対象となる工事**
建築物の解体工事で解体床面積が80㎡以上のもの(建設リサイクル法の届出対象工事。)です。
- 工事の公害防止等**
解体工事にあたって、アスベストの使用状況を事前に確認し、吹付けアスベスト等がある場合は法令に基づき適正に処理する。建設機械の使用に当たっては、低騒音・低振動型の機械を使用する。粉塵の飛散防止のため、仮囲い、養生シート、散水等の措置を行う。工事現場に苦情等の連絡先を明示する。
- 標識の設置**
解体工事の概要やアスベストの使用の有無等について標識を掲示する。(大気汚染防止法などの関係法令に基づく掲示を行ったときは、本条の標識を設置したものとみなすことができる)
- 近隣への事前周知**
解体工事の7日前までに解体工事内容等について、近隣住民に説明する。
- 区への報告**
標識の設置及び近隣への説明を実施した後は、すみやかに区に報告する。

公害対策相談係

担当窓口 葛飾区環境部環境課生活環境係(区役所4階410番)
〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎ 3695-1111 内線 3528~3529

建設騒音・振動防止のしおり

法律と都条例による騒音・振動の規制

特定建設作業・指定建設作業の作業時間など

区域	用途地域	作業時間	1日における延べ作業時間	同一場所における連続作業日数	日曜・休日における作業
第1号区域	第1種低層住居専用地域	7時~19時 ※1	10時間以内	6日以内	禁止
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
	第1種住居地域				
	第2種住居地域				
	準住居地域				
	近隣商業地域				
	商業地域				
	準工業地域				
第2号区域	工業地域のうち学校・病院から80m以内の区域	6時~22時 ※2	14時間以内	6日以内	禁止
	用途地域の定めがない地域				

注意: 道路交通法に規定する交通規制が行われている場合で、コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業(指定建設作業)は以下の作業時間となります。(※1: 7時~21時 ※2: 6時~23時)

〈作業時間の適用が除外される要件の例〉

- ・道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可が夜間・休日指定の場合
- ・鉄道の正常運行確保に必要な場合

建設トラブルを未然に防止するために

解体・建設作業では騒音・振動などが発生します。特に重機を使用した作業では、大きな騒音・振動が発生します。周囲に与える影響をゼロにすることはできませんが、できる限り周囲への影響を小さくするような努力が大切です。また、周辺住民は工事や工法の専門知識が不十分です。工事について不安を感じていますので、事前に工事内容や作業日程などを説明し、工事に対する不安を取り除くことが大切です。

周辺住民への説明会

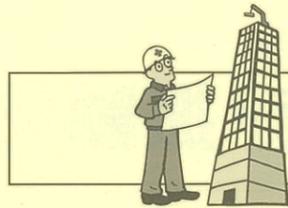
- 工実施前に工事現場周辺の住民に対して、工事の概要、作業時間、作業期間、防止対策などについて十分説明する。
- 工事現場に、住民からの苦情の窓口となる工事現場担当者の氏名・連絡先を表示する。

工事により発生する公害等の防止対策(騒音・振動・粉じん)

- 工事現場周辺に防音パネル・防音シートなどで飛散防止や防音対策をする。
- 低騒音・低振動工法を採用し、また、低騒音型・低振動型建設機械を使用する。

その他の注意事項

- 工事現場への機材搬出入時の車両のエンジン音や機材の積みおろし等、作業音に注意する。
- 作業時間に配慮する。
- アイドリングストップを徹底する。
- 従業員にも指導を徹底する。



建設作業騒音・振動の規制内容



単位：デシベル

種類	くい打設作業	びょう打等作業	破砕作業	掘削作業	空気圧縮機を使用する作業	締固め作業	コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業	はつり作業及びコンクリート仕上げ作業	建設物の解体・破壊作業	
騒音	特定建設作業 (法律)	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)	びょう打機を使用する作業	さく岩機を使用する作業(※1)	バックホウ(原動機の定格出力が80キロワット以上)、トラクターショベル(原動機の定格出力が70キロワット以上)、ブルドーザー(原動機の定格出力が40キロワット以上)を使用する作業(低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く)	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)		コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)		
	基準値	85								
	指定建設作業 (条例)	穿孔機を使用するくい打設作業	インパクトレンチを使用する作業	コンクリートカッターを使用する作業(※1)	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業		振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業(※1)	コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業	原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業(さく岩機を使用する作業を除く)	動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業(※2)
基準値	80									
振動	特定建設作業 (法律)	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業		ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業(※1)					鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
	基準値	75								
	指定建設作業 (条例)	圧入式くい打機、油圧式くい抜機を使用する作業又は穿孔機を使用するくい打設作業		ブレーカー以外のさく岩機を使用する作業(※1)	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(※1)	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)	振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業(※1)			動力、火薬を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業(※2)
基準値	70									
動										
基準値	65									
基準値	70									
基準値	75									

※1 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

※2 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限り、さく岩機・コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。

上表の基準は特定建設作業は超えないこと、指定建設作業については基準を超えかつ、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められた場合に適用される。